政　令

平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百六十三号

平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの イ　三重県津市 ロ　新潟県糸魚川市、三重県伊賀市、大阪府河内長野市並びに奈良県宇陀市及び吉野郡吉野町	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十一年台風第十八号（同年九月三十日に北緯十一度三十分東経百五十六度十分において台風となった熱帯低気圧で、同年十月八日に北緯四十度東経百四十三度三十五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
財務大臣　藤井　裕久
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

省　令

○国土交通省令第六十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第八十三条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第六号ホ中「三〇パーセントであり、かつ、その偏差は二パーセントを超えない」を「それぞれ二〇パーセント以上五五パーセント以下及び二五パーセント以上三五パーセント以下である」に改め、同号ト次のように改める。

ト　周波数変調の変調指数は、次のとおりであること。

(一)　標準ＶＯＲにおける基準位相信号による周波数変調の変調指数は、一五以上一七以下であること。

(二)　ドプラーＶＯＲにおける可変位相信号による周波数変調の変調指数は、空中線部分の中心からの仰角が五度以下の空間において一五以上一七以下、当該仰角が五度を超え四〇度以下の空間において一一以上であること。

第九十九条第一項第七号ノ中「七語」を「六語以上」に、「三〇秒間に一回」を「四〇秒間に一回以上」に改め、同号オ中「五秒」を「一〇秒」に改め、同号ヤ中「三〇秒間」を「四〇秒間」に改め、同号マ中「毎秒二〇〇パルス対の質問信号を受信しているときに、」を「有効範囲が空中線部分の中心から五六キロメートルを超える受信装置にあつては」に改め、「マイナス一二五デシベル以下」の下に「、有効範囲が空中線部分の中心から五六キロメートル以内である受信装置にあつては一ワットを基準としてマイナス一一五デシベル以下」を加え、同項第八号ハ(二)b(一)中「ラグイドスロープ装置」を「グライドスロープ装置」に改め、同項第九号タ中「三〇秒間」を「四〇秒間」に改める。

第百十七条第一項第一号の第二表備考三中「三百五十メートル」を「三百メートル」に改める。

第百九十一条の二第一項第二号中「三百五十メートル」を「三百メートル」に改め、同項第三号及び第四号中「二百メートル」を「百七十五メートル」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十一月十九日から施行する。

告　示

○法務省告示第五百三十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年十二月五日から効力を生ずる。

平成二十一年十一月十八日

法務大臣　千葉　景子

北海道十勝郡浦幌町長

○法務省告示第五百三十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年十一月十八日

法務大臣　千葉　景子

住所　茨城県つくばみらい市西椎戸916番地6
バトバートル・ウーガンバヤル　昭和58年8月9日生

住所　茨城県つくばみらい市小張4100番地1
ガンボルド・バザルサド　昭和59年4月5日生

住所　千葉県市川市国分3丁目14番6号
王怡菲　昭和56年2月22日生

住所　東京都三鷹市下連雀3丁目43番16―702号
簡淑玲　昭和32年6月12日生

住所　東京都中野区中央3丁目44番15号
朱麗杏　昭和31年9月17日生

住所　横浜市金沢区六浦南2丁目47番16号
陳建源　昭和41年9月15日生

住所　栃木県宇都宮市仲町3番16号
王磊　昭和61年9月3日生

住所　東京都江戸川区西小岩5丁目13番16号
陳瓊　昭和54年6月21日生

住所　大阪府東大阪市若江南町4丁目4番28号
金京賢　昭和47年10月3日生

住所　茨城県日立市東滑川町1丁目15番10―101号
董春風　昭和52年2月5日生